

平成 24 年度スマートエネルギーアイランド基盤構築事業

(亜熱帯型省エネ住宅の実証)

実証モデル住宅設計 公募要領

【受付期間】

平成24年10月18日(木)～平成24年11月5日(月)[午後5時必着]

一般財団法人南西地域産業活性化センター

1. 目的

本事業は沖縄県から受託を受け当財団において実施している「スマートエネルギーアイランド基盤構築事業」の（亜熱帯型省エネ住宅の実証）の一環として実施している。その一環として「亜熱帯型省エネ住宅ガイドライン」を作成し、評価基準を設け、その基準に基づいた亜熱帯型省エネ住宅についての実証を通じたデータを蓄積しつつ亜熱帯型省エネ住宅を広く普及促進を図ることを目的としている。

2. 公募内容

「亜熱帯型省エネ住宅ガイドラインコンセプト」〈※〉に従う提案及び以下の条件を満たす提案を対象と致します。

- ①事業実施期間中に工事請負契約が可能なこと
- ②住宅竣工後概ね2年間実証試験(住宅の温熱環境測定、住まい方アンケート等)に協力できること

※「亜熱帯型省エネ住宅ガイドラインコンセプト」については、別添の用語解説集をご参照ください。

3. 提案資格

亜熱帯型省エネ住宅研究会会員であること〈※〉

※亜熱帯型省エネ住宅研究会申込みにつきましては以下のサイトでご確認ください。

(NPO 蒸暑地域住まいの研究会 : <http://sumai.asia/>)

4. 提案の上限

提案する住宅の設計費相当、なお戸建て住宅に関しては300万円/件を上限とし、集合住宅に関しては900万円/件を上限とする。

5. 公募の日程

公募期間:平成24年10月18日(木)～11月5日(月)

提案受付期間:平成24年10月25日(月)～11月5日(月)17時

事業実施期間:採択から平成 25 年 3 月中旬まで

6. 公募要領および様式

事業内容の詳細および提案に際しての注意事項等を示した公募要領と提案様式等は下記からダウンロードしてください。

公募要領(PDF) : <http://www.niac.or.jp/>

提案様式(PDF,Word) : <http://www.niac.or.jp/>

問い合わせ先

〒900-0015

沖縄県那覇市久茂地三丁目 15 番 9 号

アルテビルディング那覇 2 階

一般財団法人南西地域産業活性化センター

調査第一部 担当:西野、與儀、緑川

FAX:098-869-0661

E-mail: nishino-m@niac.or.jp

※ 審査の経過等、審査に関するお問い合わせには応じられませんのでご了承下さい。

II. 応募方法

1. 提出方法

応募は、公募要領に従い提案書を作成し、応募期間内に郵送又は持参にてご提出下さい。

なお、FAXおよび電子メールによる提出は受け付けられません。

(1) 提案書受付期間

平成24年10月25日(木)から平成24年11月5日(月)

時間：10時～12時、13時～17時

(2) 提出書類

提案書(様式1)はA4サイズ、図面等はA3サイズファイル折り、10部(正1部、副(正のコピー)9部)とし、それぞれを左肩上ステープル綴じ及び左側2穴パンチで提出してください。

- ・ 様式1：提案書
- ・ 配置図、平面図、立面図、断面図(縮尺1:100または1:200)

レイアウトは自由

- ・ その他、空間構成及び特筆する点を示す図面、コンセプト図がある場合

提案書とあわせ、次の資料又はこれに準ずるものがあれば添付して下さい。

- ・ 補足説明書(省エネ住宅に関する過去の実績等)

※ 多数のコピーとなりご迷惑をおかけします。短期間で迅速に審査を行うためにご協力ください。

※ 提出書類や追加説明資料は、審査のためにのみ使用いたします。提出された書類は返却いたしません。

※ 応募書類に著しい不備がある場合は、審査対象とならないことがあります。

(3) 提出先

一般財団法人南西地域産業活性化センター 調査第一部 担当：西野、緑川

〒900-0015 沖縄県那覇市久茂地3-15-9 2F

(4) 公募に係る問い合わせについて

公募に係る問い合わせについては、下記の期間で受け付けます。

問合わせ受付期限：平成24年10月23日（火） 17時まで

一般財団法人南西地域産業活性化センター 調査第一部 担当：西野、緑川

FAX：098-869-0661 E-mail：nishino-m@niac.or.jp

※ 審査の経過等、審査に関するお問い合わせには応じられませんのでご了承下さい。

2. 採択審査

(1) 審査方法

審査については、当財団において設置する審査会において行い、総合評価により優れた提案者を補助事業者として選定します。

採択の選定は非公開ですので予めご了承下さい。

(2) 審査基準

本事業に関する提案書の内容が次の各号に適合していること。

- 1) 事業等の目的に意図と合致していること。
- 2) 提案内容等が優れていること。
- 3) 実現可能であること。
- 4) 省エネ住宅に必要なノウハウ、技術、実績等を有していること。
- 6) 当該事業を遂行するために施主も同意していること。
- 7) 当該事業を遂行するために強い意欲をもって参加すること。

(3) 留意事項

- 1) 採択条件として、提案書における事業の積算内容について、一部見直しをお願いすることがあります。
- 2) 当財団と選定された提案者との間で契約に関して必要な協議が合意に至らなかった場合、次順位以降の者を繰り上げて採択することとします。
- 3) 提案されたいずれの内容も妥当でないと審査会にて判断された場合、再公募することがあります。
- 4) 提案が多数となった場合は、書面による審査を行うことがあります。

